

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案 準用読み替え表

目 次

一 司法書士法第四十六条第一項による司法書士法人に関する同法の規定の準用読み替え（第一条関係）	1
二 司法書士法第四十六条第三項において準用する司法書士法人の解散及び清算に関する会社法の規定の準用読み替え（第一条関係）	1
三 司法書士法第七十条による公共嘱託登記司法書士協会の業務に関する同法の規定の準用読み替え（第一条関係）	32
四 司法書士法第七十条による公共嘱託登記司法書士協会の懲戒に関する同法の規定の準用読み替え（第一条関係）	33
五 土地家屋調査士法第四十一条第一項による土地家屋調査士法人に関する同法の規定の準用読み替え（第二条関係）	32
六 土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する土地家屋調査士法人の解散及び清算に関する会社法の規定の準用読み替え（第二条関係）	35
七 土地家屋調査士法第六十五条による公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務に関する同法の規定の準用読み替え（第二条関係）	37
八 土地家屋調査士法第六十五条による公共嘱託登記土地家屋調査士協会の懲戒に関する同法の規定の準用読み替え（第二条関係）	3

(傍線の部分は準用 (二重線は読み替え規定による) 読替え部分)

司法書士法 (読み替後)	司法書士法 (読み替前)
<p>(司法書士の使命)</p> <p>第一条 司法書士法人は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</p>	<p>(司法書士の使命)</p> <p>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</p>
<p>(職責)</p> <p>第二条 司法書士法人は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</p>	<p>(職責)</p> <p>第二条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</p>
<p>(事務所)</p> <p>第二十条 司法書士法人は、法務省令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第二十条 司法書士は、法務省令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない。</p>
<p>(依頼に応ずる義務)</p> <p>第二十一条 司法書士法人は、正当な事由がある場合でなければ依頼 (簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。) を拒むことができない。</p>	<p>(依頼に応ずる義務)</p> <p>第二十一条 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ依頼 (簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。) を拒むことができない。</p>
<p>(会則の遵守義務)</p>	

第一十三条 司法書士法人は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない。

第二十三条 司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない。

会社法・民法（読み替前）	会社法・民法（読み替後）	司法書士法
<p>（清算の開始原因）</p> <p>第六百四十四条　司法書士法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。</p> <p>一　解散した場合（<u>司法書士法第四十四条第一項第三号</u>に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）</p> <p>二　設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>三　（準用せず）</p>	<p>（清算の開始原因）</p> <p>第六百四十四条　持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。</p> <p>一　解散した場合（<u>第六百四十一一条第五号</u>に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）</p> <p>二　設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>三　（準用せず）</p>	<p>（清算の開始原因）</p> <p>第六百四十五条　前条の規定により清算をする司法書士法人（以下「清算司法書士法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。</p>
<p>（清算持分会社の能力）</p> <p>第六百四十五条　前条の規定により清算をする司法書士法人（以下「清算司法書士法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。</p>	<p>（清算持分会社の能力）</p> <p>第六百四十五条　前条の規定により清算をする持分会社（以下「清算持分会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。</p>	

(清算人の設置)

第六百四十六条 清算司法書士法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

(清算人の就任)

第六百四十七条 次に掲げる者は、清算司法書士法人の清算人となる。

一 業務を執行する社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によつて定める者

2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、司法書士法第四

十四条第一項第五号から第七号までに掲げる事由によつて解散した清算司法書士法人について

は、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六

(清算人の設置)

第六百四十六条 清算持分会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

(清算人の就任)

第六百四十七条 次に掲げる者は、清算持分会社の清算人となる。

一 業務を執行する社員（次号又は第二号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によつて定める者

2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第六百四十七条

第四号又は第七号に掲げる事由によつて解散し

た清算持分会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六

百四十四条第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算司法書士法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第六百四十八条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したもの）は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもつて決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の職務)

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

百四十四条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算持分会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第六百四十八条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したもの）は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもつて決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の職務)

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(業務の執行)

第六百五十条 清算人は、清算司法書士法人の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算司法書士法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 (準用せず)

(清算人と清算持分会社との関係)

第六百五十一条 清算司法書士法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

2 第五百九十三条第二項及び第五百九十五条の規定は、清算人について準用する。この場合において、第五百九十五条第一項中「当該社員以外の社員」とあるのは、「社員（当該清算人が社員である場合にあっては、当該清算人以外の社員）」と読み替えるものとする。

※ 第五百九十四条に係る部分は準用せず

【会社法六百五十一条第二項による準用読替】

(業務を執行する社員と持分会社との関係)

☆第五百九十三条 (準用せず)

(業務の執行)

第六百五十条 清算人は、清算持分会社の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 (準用せず)

(清算人と清算持分会社との関係)

第六百五十一条 清算持分会社と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

2 第五百九十三条第二項、第五百九十四条及び第五百九十五条の規定は、清算人について準用する。この場合において、第五百九十四条第一項及び第五百九十五条第一項中「当該社員以外の社員」とあるのは、「社員（当該清算人が社員である場合にあっては、当該清算人以外の社員）」と読み替えるものとする。

※ 第五百九十四条に係る部分は準用せず

【会社法六百五十一条第二項による準用読替】

(業務を執行する社員と持分会社との関係)

☆第五百九十三条 (準用せず)

2 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算司法書士法人のため忠実にその職務を行わなければならぬ。

3～5 (準用せず)

2 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算持分会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

3～5 (準用せず)

2 業務を執行する社員は、法令及び定款を遵守し、持分会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

3～5 (準用せず)

【会社法六百五十二条第二項による準用読替】

(利益相反取引の制限)

☆第五百九十五条 清算人は、次に掲げる場合には、当該取引について社員（当該清算人が社員である場合にあつては、当該清算人以外の社員）の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 清算人が自己又は第三者のために清算司法書士法人と取引をしようとするとき。

二 清算司法書士法人が清算人の債務を保証することその他清算人でない者との間において清算司法書士法人と当該清算人との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

【会社法六百五十二条第二項による準用読替】

(利益相反取引の制限)

☆第五百九十五条 清算人は、次に掲げる場合には、当該取引について社員（当該清算人が社員である場合にあつては、当該清算人以外の社員）の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 清算人が自己又は第三者のために清算持分会社と取引をしようとするとき。

二 清算持分会社が清算人の債務を保証することその他清算人でない者との間において清算持分会社と当該清算人との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

【会社法六百五十二条第二項による準用読替】

(利益相反取引の制限)

☆第五百九十五条 業務を執行する社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするとき。

二 持分会社が業務を執行する社員の債務を保証することその他社員でない者との間において持分会社と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

(清算人の清算持分会社に対する損害賠償責任

(清算人の清算持分会社に対する損害賠償責任

第六百五十二条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算司法書士法人に対し、連帶して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第六百五十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、連帶して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(清算持分会社の代表)

第六百五十五条 清算人は、清算司法書士法人を代表する。ただし、他に清算司法書士法人を代表する清算人その他清算司法書士法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算司法書士法人を代表する。

3 清算司法書士法人は、定款又は定款の定めに基づく清算人（第六百四十七条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したもの）を除く。以下この項において同じ。）の互選によつて、

第六百五十二条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算持分会社に対し、連帶して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第六百五十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、連帶して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(清算持分会社の代表)

第六百五十五条 清算人は、清算持分会社を代表する。ただし、他に清算持分会社を代表する清算人その他清算持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算持分会社を代表する。

3 清算持分会社は、定款又は定款の定めに基づく清算人（第六百四十七条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したもの）を除く。以下この項において同じ。）の互選によつて、

て、清算人の中から清算司法書士法人を代表する清算人を定めることができる。

4 第六百四十七条第一項第一号の規定により業務を執行する社員が清算人となる場合において、司法書士法人を代表する社員を定めていたときは、当該司法書士法人を代表する社員が清算司法書士法人を代表する清算人となる。

5 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から清算司法書士法人を代表する清算人を定めることができる。

6 第五百九十九条第四項及び第五項の規定は清算司法書士法人を代表する清算人について、第六百三十三条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算司法書士法人を代表する清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

【会社法六百五十五条第六項による準用読み替え】

(持分会社の代表)

☆第五百九十九条 (準用せず)

2・3 (準用せず)

4 清算司法書士法人を代表する清算人は、清算

清算人の中から清算持分会社を代表する清算人を定めることができる。

4 第六百四十七条第一項第一号の規定により業務を執行する社員が清算人となる場合において、持分会社を代表する社員を定めていたときは、当該持分会社を代表する社員が清算持分会社を代表する清算人となる。

5 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から清算持分会社を代表する清算人を定めることができる。

6 第五百九十九条第四項及び第五項の規定は清算持分会社を代表する清算人について、第六百三十三条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算持分会社を代表する清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

【会社法六百五十五条第六項による準用読み替え】

(持分会社の代表)

☆第五百九十九条 (準用せず)

2・3 (準用せず)

4 持分会社を代表する清算人は、持分会社の業務

司法書士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

【会社法六百五十五条第六項による準用読替】

☆第六百三条 民事保全法第五十六条に規定する

仮処分命令により選任された清算人又は清算司法書士法人を代表する清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算司法書士法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行つた清算人又は清算

司法書士法人を代表する清算人の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、清算司法書士法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(清算持分会社についての破産手続の開始)

第六百五十六条 清算司法書士法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立

【会社法六百五十五条第六項による準用読替】

☆第六百三条 民事保全法第五十六条に規定する

仮処分命令により選任された清算持分会社を代表する清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算持分会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行つた清算人又は清算

持分会社を代表する清算人の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、清算持分会社は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(清算持分会社についての破産手続の開始)

第六百五十六条 清算持分会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立

【会社法六百五十五条第六項による準用読替】

☆第六百三条 民事保全法第五十六条に規定する

社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、持分会社は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

2 前項の規定に違反して行つた業務を執行する

社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、持分会社は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(清算持分会社についての破産手続の開始)

第六百五十六条 清算持分会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立

申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算司法書士法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算司法書士法人が既に債権者に支払い、又は社員に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六百五十七条 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算司法書士法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(財産目録等の作成等)

第六百五十八条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算司法書士法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第六百四十四条第一号及び第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この節において「財産目録等」という。）を作成し、各社員

でをしなければならない。

2 清算人は、清算持分会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算持分会社が既に債権者に支払い、又は社員に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六百五十七条 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算持分会社が当該清算人に対し支払う報酬の額を定めることができる。

(財産目録等の作成等)

第六百五十八条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算持分会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この節において「財産目録等」という。）を作成し、各社員

を作成し、各社員にその内容を通知しなければならない。

2 清算司法書士法人は、財産目録等を作成した

時からその主たる事務所の所在地における清算
結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保
存しなければならない。

3 清算司法書士法人は、社員の請求により、毎

月清算の状況を報告しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第六百五十九条 裁判所は、申立てにより又は職
權で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部
又は一部の提出を命ずることができる。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第六百六十二条 清算司法書士法人は、条件付債
権、存続期間が不確定な債権その他その額が不
確定な債権に係る債務を弁済することができる
。この場合においては、これらの債権を評価さ
せるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立
てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算司法書士法人は、同項
の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を
弁済

にその内容を通知しなければならない。

2 清算持分会社は、財産目録等を作成した時か
らその本店の所在地における清算結了の登記の

時までの間、当該財産目録等を保存しなければ
ならない。

3 清算持分会社は、社員の請求により、毎月清
算の状況を報告しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第六百五十九条 裁判所は、申立てにより又は職
權で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部
又は一部の提出を命ずることができる。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第六百六十二条 清算持分会社は、条件付債権、
存続期間が不確定な債権その他その額が不確定
な債権に係る債務を弁済することができる
。この場合においては、これらの債権を評価させ
るため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てを
しなければならない。

2 前項の場合には、清算持分会社は、同項の鑑
定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済

弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算司法書士法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(出資の履行の請求)

第六百六十三条 清算司法書士法人に現存する財産がその債務を完済するのに足りない場合において、その出資の全部又は一部を履行していない社員があるときは、当該出資に係る定款の定めにかかわらず、当該清算司法書士法人は、当該社員に出資させることができる。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第六百六十四条 清算司法書士法人は、当該清算司法書士法人の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算持分会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(出資の履行の請求)

第六百六十三条 清算持分会社に現存する財産がその債務を完済するのに足りない場合において、その出資の全部又は一部を履行していない社員があるときは、当該出資に係る定款の定めにかかわらず、当該清算持分会社は、当該社員に出資させることができる。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第六百六十四条 清算持分会社は、当該清算持分会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(残余財産の分配の割合)

第六百六十六条 残余財産の分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六百六十七条 清算司法書士法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。
2 社員が一箇月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(財産の処分の方法)

第六百六十八条 司法書士法人は、定款又は総社員の同意によつて、当該司法書士法人が司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散した場合における当該司法書士法人の財産の処分の方法を定めることができる。

2 第二節から前節までの規定は、前項の財産の

(残余財産の分配の割合)

第六百六十六条 残余財産の分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六百六十七条 清算持分会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。
2 社員が一箇月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(財産の処分の方法)

第六百六十八条 持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、定款又は総社員の同意によつて、当該持分会社が第六百四十一條第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合における当該持分会社の財産の処分の方法を定めることができる。

2 第二節から前節までの規定は、前項の財産の

処分の方法を定めた司法書士法人については、適用しない。

(財産目録等の作成)

第六百六十九条 前条第一項の財産の処分の方法を定めた司法書士法人が司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散した場合には、清算司法書士法人は、解散の日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 前条第一項の財産の処分の方法を定めていない

い司法書士法人が司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散した場合において、解散後に同項の財産の処分の方法を定めたときは、清算司法書士法人は、当該財産の処分の方法を定めた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(債権者の異議)

処分の方法を定めた持分会社については、適用しない。

(財産目録等の作成)

第六百六十九条 前条第一項の財産の処分の方法を定めた持分会社が第六百四十二条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合には、清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、解散の日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 前条第一項の財産の処分の方法を定めていな

い持分会社が第六百四十二条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合において、解散後に同項の財産の処分の方法を定めたときは、清算持分会社は、当該財産の処分の方法を定めた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(債権者の異議)

第六百七十条 司法書士法人が第六百六十八条第一項

一項の財産の処分の方法を定めた場合には、その解

の解散後の清算司法書士法人の債権者は、当該

清算司法書士法人に対し、当該財産の処分の方

法について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、清算司法書士法人

は、解散の日（前条第二項に規定する場合にあつては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二

週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い清算をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、清算司法書士法人

が同項の規定による公告を、官報のほか、司法

書士法第四十五条の二第六項において準用する

第九百三十九条第一項の規定による定款の定め

に従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、

催告は、することを要しない。

第六百七十条 持分会社が第六百六十八条第一項

の財産の処分の方法を定めた場合には、その解

散後の清算持分会社の債権者は、当該清算持分

会社に対し、当該財産の処分の方法について異

議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、清算持分会社は、

解散の日（前条第二項に規定する場合にあつては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二

週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い清算をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、清算持分会社が同

項の規定による公告を、官報のほか、第九百三

十九条第一項の規定による定款の定めに従い、

同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該財産の処分の方法について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、清算司法書士法人は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

(持分の差押債権者の同意等)

第六百七十二条 司法書士法人が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合において、社員の持分を差し押された債権者があるときは、その解散後の清算司法書士法人がその財産の処分をするには、その債権者の同意を得なければならない。

2 前項の清算司法書士法人が同項の規定に違反してその財産の処分をしたときは、社員の持分を差し押された債権者は、当該清算司法書士法人に対し、その持分に相当する金額の支払を請求することができる。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該財産の処分の方法について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、清算持分会社は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

(持分の差押債権者の同意等)

第六百七十二条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合において、社員の持分を差し押された債権者があるときは、その解散後の清算持分会社がその財産の処分をするには、その債権者の同意を得なければならない。

2 前項の清算持分会社が同項の規定に違反してその財産の処分をしたときは、社員の持分を差し押された債権者は、当該清算持分会社に対し、その持分に相当する金額の支払を請求することができる。

第六百七十二条 清算人（第六百六十八条第一項）の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、

清算司法書士法人を代表する社員は、清算司法書士法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算司法書士法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもつて帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算司法書士法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算司法書士法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

第六百七十二条 清算人（第六百六十八条第一項）の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、

清算持分会社を代表する社員は、清算持分会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算持分会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもつて帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算持分会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算持分会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算司法書士法人の負担とする。

第六百七十三条 司法書士法第三十八條に規定する社員の責任は、清算司法書士法人の主たる事務所の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告をしない清算司法書士法人の債権者に対しては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

2 前項の期間の経過後であっても、社員に分配していない残余財産があるときは、清算司法書士法人の債権者は、清算司法書士法人に対して弁済を請求することができる。

(相続及び合併による退社の特則)

第六百七十五条 清算司法書士法人の社員が死亡した場合には、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継する。この場合においては、第六百八条第四項及び第五項の規定を準用する。

【会社法六百七十五条による準用読み替】

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算持分会社の負担とする。

第六百七十三条 第五百八十九條に規定する社員の責任は、清算持分会社の本店の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告をしない清算持分会社の債権者に対しては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

2 前項の期間の経過後であっても、社員に分配していない残余財産があるときは、清算持分会社の債権者は、清算持分会社に対して弁済を請求することができる。

(相続及び合併による退社の特則)

第六百七十五条 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合には、第六百八条第一項の定款の定めがない限りでも、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継する。この場合においては、第六百八条第四項及び第五項の規定を準用する。

【会社法六百七十五条による準用読み替】

（相続及び合併の場合の特則）

☆第六百八条（準用せず）

2・3（準用せず）

4 清算司法書士法人の社員の相続人その他の一般承継人（相続により持分を承継したものであつて、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。

5 清算司法書士法人の社員の相続人その他の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利を行使することができない。ただし、清算司法書士法人が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（清算持分会社の財産処分の取消しの訴え）

第八百六十三条 清算司法書士法人が次の各号に

（相続及び合併の場合の特則）

☆第六百八条（準用せず）

2・3（準用せず）

4 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人（相続により持分を承継したものであつて、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。

5 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利行使することができない。ただし、清算持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（清算持分会社の財産処分の取消しの訴え）

第八百六十三条 清算持分会社（合名会社及び合

（相続及び合併の場合の特則）

☆第六百八条（準用せず）

2・3（準用せず）

4 第一項の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利行使することができない。ただし、持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

5 第一項の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利行使することができない。ただし、持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、訴えをもつて当該行為の取消しを請求することができる。ただし、当該行為がその者を害しないものであるときは、この限りでない。

一 第六百七十条の規定に違反して行つた清算司法書士法人の財産の処分 清算司法書士法人の債権者

二 第六百七十二条第一項の規定に違反して行つた清算司法書士法人の財産の処分 清算司法書士法人の社員の持分を差し押された債権者

2 民法第四百二十二条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十二条第一項ただし書中「その行為によって」とあるのは「司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によって」と、同法第四百二十四条の五第一号及び第二号、同法第四百二十二条第一号に掲げる行為によって」と、同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定す

資会社に限る。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、訴えをもつて当該行為の取消しを請求することができる。ただし、当該行為がその者を害しないものであるときは、この限りでない。

一 第六百七十条の規定に違反して行つた清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の債権者

二 第六百七十二条第一項の規定に違反して行つた清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の社員の持分を差し押された債権者

2 民法第四百二十二条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十二条第一項ただし書中「その行為によって」とあるのは「会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によって」と、同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定す

十四条の七第二項並びに同法第四百一十五条规定中「債務者」とあるのは「清算司法書士法人」と読み替えるものとする。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(詐害行為取消請求)

☆第四百二十四条 ただし、司法書士法第四十六
条第三項において準用する会社法（平成十七年
法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に
掲げる行為によつて利益を受けた者（以下この
款において「受益者」という。）がその行為の
時において債権者を害することを知らなかつた
ときは、この限りでない。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(詐害行為取消請求)

☆第四百二十四条 ただし、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によつて利益を受けた者（以下この款において「受益者」という。）がその行為の時において債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(詐害行為取消請求)

★第四百二十四条 ただし、その行為によつて利益を受けた者（以下この款において「受益者」という。）がその行為の時において債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

【会社法八百六十三条第一項による準用読替】

234

※四百二一十四条第一項本文は準用せず

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替】

234

※四百二一十四条第一項本文は準用せず

【会社法八百六十三条第一項による準用読替】

254

※四百一十四条第一項本文は準用せざ

【会社法八百六十三条第一項による準用読替】

234

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に

る清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。)」と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第二項及び第四百二十一
五条から第四百二十六条までの規定中「債務者

おいて、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当时、清算司法書士法人がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当时、清算司法書士法人がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、清算司法書士法人に對し、訴訟告知をしなければならない。

おいて、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当时、清算持分会社 (会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。) がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当时、清算持分会社がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、清算持分会社に對し、訴訟告知をしなければならない。

おいて、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当时、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当时、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に對し、訴訟告知をしなければならない。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

☆第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、清算司法書士法人及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

☆第四百二十五条の二 清算司法書士法人がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、清算司法書士法人に対し、その財産を取得するためには、清算司法書士法人に対し、その反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(受益者の債権の回復)

☆第四百二十五条の三 清算司法書士法人がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合に

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

☆第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、清算持分会社及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

☆第四百二十五条の二 清算持分会社がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、清算持分会社に対し、その財産を取得するためには、清算持分会社に対し、その反対給付の返還を請求することができる。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(受益者の債権の回復)

☆第四百二十五条の三 清算持分会社がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合において

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

☆第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

☆第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためには、債務者に対し、その反対給付の返還を請求することができる。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

(受益者の債権の回復)

☆第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第四百二十一

において、受益者が清算司法書士法人から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の清算司法書士法人に対する債権は、これによつて原状に復する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

（詐害行為取消請求を受けた転得者の権利）

☆第四百二十五条の四 清算司法書士法人がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の清算司法書士法人に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

て、受益者が清算持分会社から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の清算持分会社に対する債権は、これによつて原状に復する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

（詐害行為取消請求を受けた転得者の権利）

☆第四百二十五条の四 清算持分会社がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の清算持分会社に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

四条の四の規定により取り消された場合を除く。において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによつて原状に復する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

（詐害行為取消請求を受けた転得者の権利）

☆第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の清算司法書士法人に対する債権

二 前条に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の清算持分会社に対する債権

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

☆第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、清算司法書士法人が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

(被告)

第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件は、司法書士法人の主たる事務所の所在地を管

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

☆第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、清算持分会社が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

(被告)

第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件 (次項から第六項までに規定する事件を除く。)

二 前条に規定する行為が取り消された場合

第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

☆第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

(被告)

第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件 (次項から第六項までに規定する事件を除く。)

管轄する地方裁判所の管轄に属する。

256 (準用せず)

」は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

256 (準用せず)

(説明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 清算人又は第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額の決定 当該司法書士法人及び報酬を受ける者

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の

2	二 清算人の解任についての裁判 判 当該清算人
2	二 清算人の解任についての裁判 判 当該清算人

2	二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 判 当該清算人又は社債管理者
2	二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 判 当該清算人又は社債管理者

2	二 清算人の解任についての裁判 判 当該清算人
---	----------------------------

2	二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 判 当該清算人又は社債管理者
---	--

2	二 清算人の解任についての裁判 判 当該清算人
---	----------------------------

2	二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 判 当該清算人又は社債管理者
---	--

についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第八百七十三条第一項第一号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一～三 (準用せず)

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者 (同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者)

五 (準用せず)

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十三条第一項第一号に規定する清算人、代表清算人又は清算司法書士法人を代表する清算人の選任又は選定の裁判

についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第八百七十三条第一項第一号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一～三 (準用せず)

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者 (同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者)

五 (準用せず)

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十三条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行う

<p>（最高裁判所規則）</p> <p>第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条规定第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>（非訟事件手続法の規定による非訟事件）</p> <p>第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条规定第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>べき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判</p>
---	---	--

<p>（最高裁判所規則）</p> <p>第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条规定第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>（非訟事件手続法の規定による非訟事件）</p> <p>第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条规定第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>べき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判</p>
---	---	--

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、
この法律の規定による非訟事件の手続に関し必
要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、
この法律の規定による非訟事件の手続に関し必
要な事項は、最高裁判所規則で定める。

三 司法書士法第七十条による公共嘱託登記司法書士協会の業務に関する同法の規定の準用読み替え

(傍線の部分は準用 (二重線は読み替え規定による) 読替え部分)

司法書士法 (読み替え後)	司法書士法 (読み替え前)
<p>(依頼に応ずる義務)</p> <p><u>第二十一条</u> 公共嘱託登記司法書士協会は、正当な事由がある場合でなければ依頼（簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。）を拒むことができない。</p>	<p>(依頼に応ずる義務)</p> <p><u>第二十一条</u> 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ依頼（簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。）を拒むことができない。</p>

(傍線の部分は準用(二重線は読替規定による) 読替部分)

司法書士法(読替後)

司法書士法(読替前)

(司法書士法人に対する懲戒)

第四十八条 公共嘱託登記司法書士協会がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、第六十九条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、当該公共嘱託登記司法書士協会に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

(準用せず)

(司法書士法人に対する懲戒)

第四十八条 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

(準用せず)

(懲戒の手続)

第四十九条 何人も、公共嘱託登記司法書士協会にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、第六十九条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適當な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、第六十九条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 第六十九条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号の処

分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第三号

の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該公共嘱託登記司法書士協会から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

（懲戒処分の公告）

第五十一条 第六十九条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長

は、第四十七条又は第四十八条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

3 法務大臣は、第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるはず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士又は当該司法書士法人から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

（懲戒処分の公告）

第五十一条 法務大臣は、第四十七条又は第四十八条第一項の規定により

処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(傍線の部分は準用 (二重線は読み替規定による) 読替部分)

土地家屋調査士法 (読み替後)

土地家屋調査士法 (読み替前)

(土地家屋調査士の使命)

第一条 土地家屋調査士法人 (以下「調査士法人」という。) は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界 (不動産登記法 (平成十六年法律第二百二十三号) 第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。) を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

(職責)

第二条 調査士法人は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(事務所)

第二十条 調査士法人は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

(帳簿及び書類)

第二十一条 調査士法人は、法務省令の定めるところにより、業務に関する帳

(土地家屋調査士の使命)

第一条 土地家屋調査士 (以下「調査士」という。) は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界 (不動産登記法 (平成十六年法律第二百二十三号) 第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。) を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

(職責)

第二条 調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(事務所)

第二十条 調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

(帳簿及び書類)

第二十一条 調査士は、法務省令の定めるところにより、業務に関する帳

る帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

(依頼に応ずる義務)

第二十二条 調査士法人は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第三項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

(依頼に応ずる義務)

第二十二条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

(会則の遵守義務)

第二十四条 調査士法人は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

(会則の遵守義務)

第二十四条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

(傍線の部分は準用 (二重線は読替規定による) 読替部分)

会社法・民法 (読替後)	会社法・民法 (読替前)
土地家屋調査士法	土地家屋調査士法
(清算の開始原因)	(清算の開始原因)
第六百四十四条 土地家屋調査士法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。	第六百四十四条 土地家屋調査士法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。
一 解散した場合 (土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)	一 解散した場合 (第六百四十五条第一項第三号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)
二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判断が確定した場合	二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判断が確定した場合
三 (準用せず)	三 (準用せず)
(清算持分会社の能力)	(清算持分会社の能力)
第六百四十五条 前条の規定により清算をする土地家屋調査士法人 (以下「清算土地家屋調査士法人」という。) は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまでなお存続するもの	第六百四十五条 前条の規定により清算をする持分会社 (以下「清算持分会社」という。) は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまでなお存続するものとみなす。

とみなす。

(清算人の設置)

第六百四十六条 清算土地家屋調査士法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

(清算人の就任)

第六百四十七条 次に掲げる者は、清算土地家屋調査士法人の清算人となる。

一 業務を執行する社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によつて定める者

2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号から第七号までに掲げる事由によつて解散した清算土地家屋調査士法人については、裁判所は、利害関係人若しくは

(清算人の設置)

第六百四十六条 清算持分会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

(清算人の就任)

第六百四十七条 次に掲げる者は、清算持分会社の清算人となる。

一 業務を執行する社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によつて定める者

2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第六百四十一條第四号又は第七号に掲げる事由によつて解散した清算持分会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権

は法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六百四十四条第一号に掲げる場合に該当することとなつた清算土地家屋調査士法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第六百四十八条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものと除く。）は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもつて決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の職務)

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六百四十四条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算持分会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第六百四十八条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものと除く。）は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもつて決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の職務)

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

(業務の執行)

第六百五十条 清算人は、清算土地家屋調査士法人の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算土地家屋調査士法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 (準用せず)

(清算人と清算持分会社との関係)

第六百五十一条 清算土地家屋調査士法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

2 第五百九十三条第二項及び第五百九十五条の規定は、清算人について準用する。この場合において、第五百九十五条第一項中「当該社員以外の社員」とあるのは、「社員（当該清算人が社員である場合にあっては、当該清算人以外の社員）」と読み替えるものとする。

※ 第五百九十四条に係る部分は準用せず

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

(業務の執行)

第六百五十条 清算人は、清算持分会社の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 (準用せず)

(清算人と清算持分会社との関係)

第六百五十一条 清算持分会社と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

2 第五百九十三条第二項、第五百九十四条及び第五百九十五条の規定は、清算人について準用する。この場合において、第五百九十五条第一項及び第五百九十五条第一項中「当該社員以外の社員」とあるのは、「社員（当該清算人が社員である場合にあっては、当該清算人以外の社員）」と読み替えるものとする。

※ 第五百九十四条に係る部分は準用せず

【会社法六百五十二条第二項による準用読み替え】

(業務を執行する社員と持分会社との関係)

☆第五百九十三条 (準用せず)

2 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算土地家屋調査士法人のため忠実にその職務を行わなければならぬ。

3～5 (準用せず)

【会社法六百五十二条第二項による準用読み替え】

(利益相反取引の制限)

☆第五百九十五条 清算人は、次に掲げる場合には、当該取引について社員(当該清算人が社員である場合にあつては、当該清算人以外の社員)の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 清算人が自己又は第三者のために清算土地家屋調査士法人と取引をしようとするとき。
二 清算土地家屋調査士法人が清算人の債務を保証することその他清算人でない者との間ににおいて清算土地家屋調査士法人と当該清算人との利益が相反する取引をしようとするとき。

【会社法六百五十二条第二項による準用読み替え】

(業務を執行する社員と持分会社との関係)

☆第五百九十三条 (準用せず)

2 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算持分会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

3～5 (準用せず)

【会社法六百五十二条第二項による準用読み替え】

(利益相反取引の制限)

☆第五百九十五条 清算人は、次に掲げる場合には、当該取引について社員(当該清算人が社員である場合にあつては、当該清算人以外の社員)の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 清算人が自己又は第三者のために清算持分会社と取引をしようとするとき。
二 清算持分会社が清算人の債務を保証することその他清算人でない者との間ににおいて清算持分会社と当該清算人との利益が相反する取引をしようとするとき。

【会社法六百五十二条第二項による準用読み替え】

(業務を執行する社員と持分会社との関係)

☆第五百九十三条 (準用せず)

2 業務を執行する社員は、法令及び定款を遵守し、持分会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

3～5 (準用せず)

【会社法六百五十二条第二項による準用読み替え】

(利益相反取引の制限)

☆第五百九十五条 業務を執行する社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするとき。
二 持分会社が業務を執行する社員の債務を保証することその他社員でない者との間ににおいて持分会社と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた

同項各号の取引については、適用しない。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた

同項各号の取引については、適用しない。

（清算人の清算持分会社に対する損害賠償責任）

第六百五十二条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算土地家屋調査士法人に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第六百五十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、連帯して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（清算持分会社の代表）

第六百五十五条 清算人は、清算土地家屋調査士法人を代表する。ただし、他に清算土地家屋調査士法人を代表する清算人その他清算土地家屋調査士法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

（清算人の清算持分会社に対する損害賠償責任）

第六百五十二条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算持分会社に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（清算持分会社の代表）

第六百五十五条 清算人は、清算持分会社を代表する。ただし、他に清算持分会社を代表する清算人その他清算持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、
清算人は、各自、清算土地家屋調査士法人を代
表する。

3 清算土地家屋調査士法人は、定款又は定款の
定めに基づく清算人（第六百四十七条第二項か
ら第四項までの規定により裁判所が選任したも
のを除く。以下この項において同じ。）の互選
によつて、清算人の中から清算土地家屋調査士
法人を代表する清算人を定めることができる。

4 第六百四十七条第一項第一号の規定により業
務を執行する社員が清算人となる場合において
、土地家屋調査士法人を代表する社員を定めて
いたときは、当該土地家屋調査士法人を代表す
る社員が清算土地家屋調査士法人を代表する清
算人となる。

5 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項
までの規定により清算人を選任する場合には、
その清算人の中から清算土地家屋調査士法人を
代表する清算人を定めることができる。

6 第五百九十九条第四項及び第五項の規定は清
算土地家屋調査士法人を代表する清算人につい
て、第六百三条の規定は民事保全法第五十六条
に規定する仮処分命令により選任された清算人
に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算持

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、
清算人は、各自、清算持分会社を代表する。

3 清算持分会社は、定款又は定款の定めに基づ
く清算人（第六百四十七条第二項から第四項ま
での規定により裁判所が選任したものと除く。
以下この項において同じ。）の互選によつて、
清算人の中から清算持分会社を代表する清算人
を定めることができる。

4 第六百四十七条第一項第一号の規定により業
務を執行する社員が清算人となる場合において
、持分会社を代表する社員を定めていたときは
、当該持分会社を代表する社員が清算持分会社
を代表する清算人となる。

5 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項
までの規定により清算人を選任する場合には、
その清算人の中から清算持分会社を代表する清
算人を定めることができる。

6 第五百九十九条第四項及び第五項の規定は清
算持分会社を代表する清算人について、第六百
三条の規定は民事保全法第五十六条に規定する
仮処分命令により選任された清算人又は清算持

又は清算土地家屋調査士法人を代表する清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用す
る。

分会社を代表する清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

【会社法六百五十五条第六項による準用読替】	
（持分会社の代表）	（持分会社の代表）
☆第五百九十九条　（準用せず）	☆第五百九十九条　（準用せず）
2・3　（準用せず）	2・3　（準用せず）
4　清算土地家屋調査士法人を代表する清算人は、清算土地家屋調査士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。	4　清算持分会社を代表する清算人は、清算持分会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
5　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。	5　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。
【会社法六百五十五条第六項による準用読替】	【会社法六百五十五条第六項による準用読替】
☆第六百三条　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算土地家屋調査士法人を代表する清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算土地家屋調査士法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。	☆第六百三条　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算持分会社を代表する清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算持分会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
【会社法六百五十五条第六項による準用読替】	【会社法六百五十五条第六項による準用読替】
☆第六百三条　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算土地家屋調査士法人を代表する清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算持分会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。	☆第六百三条　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、持分会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行つた清算人又は清算土地家屋調査士法人を代表する清算人の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、清算土地家屋調査士法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(清算持分会社についての破産手続の開始)

第六百五十六条 清算土地家屋調査士法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算土地家屋調査士法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算土地家屋調査士法人が既に債権者に支払い、又は社員に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六百五十七条 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任し

2 前項の規定に違反して行つた業務を執行する持分会社を代表する清算人の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、清算土地家屋調査士法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

2 前項の規定に違反して行つた業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、持分会社は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(清算持分会社についての破産手続の開始)

第六百五十六条 清算持分会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算持分会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算持分会社が既に債権者に支払い、又は社員に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六百五十七条 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任し

た場合には、清算土地家屋調査士法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（財産目録等の作成等）

第六百五十八条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算土地家屋調査士法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第六百四十四条第一号及び第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この節において「財産目録等」という。）を作成し、各社員にその内容を通知しなければならない。

2 清算土地家屋調査士法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

3 清算土地家屋調査士法人は、社員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

（財産目録等の提出命令）

第六百五十九条 裁判所は、申立てにより又は職

た場合には、清算持分会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（財産目録等の作成等）

第六百五十八条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算持分会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この節において「財産目録等」という。）を作成し、各社員にその内容を通知しなければならない。

2 清算持分会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

3 清算持分会社は、社員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

（財産目録等の提出命令）

第六百五十九条 裁判所は、申立てにより又は職

權で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第六百六十二条 清算土地家屋調査士法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算土地家屋調査士法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算土地家屋調査士法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(出資の履行の請求)

第六百六十三条 清算土地家屋調査士法人に現存する財産がその債務を完済するのに足りない場合において、その出資の全部又は一部を履行していない社員があるときは、当該出資に係る定めに

權で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第六百六十二条 清算持分会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算持分会社は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算持分会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(出資の履行の請求)

第六百六十三条 清算持分会社に現存する財産がその債務を完済するのに足りない場合において、その出資の全部又は一部を履行していない社員があるときは、当該出資に係る定めに

款の定めにかかわらず、当該清算土地家屋調査士法人は、当該社員に出資させることができる。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第六百六十四条 清算土地家屋調査士法人は、当該清算土地家屋調査士法人の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(残余財産の分配の割合)

第六百六十六条 残余財産の分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六百六十七条 清算土地家屋調査士法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。

かかわらず、当該清算持分会社は、当該社員に出資させることができる。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第六百六十四条 清算持分会社は、当該清算持分会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(残余財産の分配の割合)

第六百六十六条 残余財産の分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六百六十七条 清算持分会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。

2 社員が一箇月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(財産の処分の方法)

第六百六十八条 土地家屋調査士法人は、定款又は総社員の同意によつて、当該土地家屋調査士法人が土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散した場合における当該土地家屋調査士法人の財産の処分の方法を定めることができる。

2 第二節から前節までの規定は、前項の財産の処分の方法を定めた土地家屋調査士法人については、適用しない。

(財産目録等の作成)

第六百六十九条 前条第一項の財産の処分の方法を定めた土地家屋調査士法人が土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散した場合には、清算土地家屋調査士法人は、解散の日から二週間以内に、法

2 社員が一箇月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(財産の処分の方法)

第六百六十八条 持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、定款又は総社員の同意によつて、当該持分会社が第六百四十二条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合における当該持分会社の財産の処分の方法を定めることができる。

2 第二節から前節までの規定は、前項の財産の処分の方法を定めた持分会社については、適用しない。

(財産目録等の作成)

第六百六十九条 前条第一項の財産の処分の方法を定めた持分会社が第六百四十二条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合には、清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、解散の

務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 前条第一項の財産の処分の方法を定めていない土地家屋調査士法人が土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散した場合において、解散後に同項の財産の処分の方法を定めたときは、清算土地家屋調査士法人は、当該財産の処分の方法を定めた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(債権者の異議)

第六百七十三条 土地家屋調査士法人が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合には、その解散後の清算土地家屋調査士法人の債権者は、当該清算土地家屋調査士法人に対し、当該財産の処分の方法について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、清算土地家屋調査士法人は、解散の日（前条第二項に規定する場合にあつては、当該財産の処分の方法を定めた

日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 前条第一項の財産の処分の方法を定めていない持分会社が第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合において、解散後に同項の財産の処分の方法を定めたときは、清算持分会社は、当該財産の処分の方法を定めた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(債権者の異議)

第六百七十三条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合には、その解散後の清算持分会社の債権者は、当該清算持分会社に対し、当該財産の処分の方法について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、清算持分会社は、解散の日（前条第二項に規定する場合にあつては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二

日) から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 第六百六十八条第一項の財産の処分の方法

に従い清算をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べること

ができる旨

3 前項の規定にかかわらず、清算土地家屋調査士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、する各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該財産の処分の方法について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、清算土地家屋調査士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければな

週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 第六百六十八条第一項の財産の処分の方法

に従い清算をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べること

ができる旨

3 前項の規定にかかわらず、清算持分会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該財産の処分の方法について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、清算持分会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければな

なければならない。

(持分の差押債権者の同意等)

第六百七十二条 土地家屋調査士法人が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合において、社員の持分を差し押された債権者があるときは、その解散後の清算土地家屋調査士法人がその財産の処分をするには、その債権者の同意を得なければならない。

2 前項の清算土地家屋調査士法人が同項の規定に違反してその財産の処分をしたときは、社員の持分を差し押された債権者は、当該清算土地家屋調査士法人に対し、その持分に相当する金額の支払を請求することができる。

第六百七十二条 清算人（第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあっては、清算土地家屋調査士法人を代表する社員）は、清算土地家屋調査士法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算土地家屋調査士法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

らない。

(持分の差押債権者の同意等)

第六百七十二条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合において、社員の持分を差し押された債権者があるときは、その解散後の清算持分会社がその財産の処分をするには、その債権者の同意を得なければならない。

2 前項の清算持分会社が同項の規定に違反してその財産の処分をしたときは、社員の持分を差し押された債権者は、当該清算持分会社に対し、その持分に相当する金額の支払を請求することができる。

第六百七十二条 清算人（第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあっては、清算持分会社を代表する社員）は、清算持分会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算持分会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

らない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもつて帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算土地家屋調査士法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算土地家屋調査士法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算土地家屋調査士法人の負担とする。

第六百七十三条 土地家屋調査士法第三十五条の三に規定する社員の責任は、清算土地家屋調査士法人の主たる事務所の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告を

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもつて帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算持分会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算持分会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算持分会社の負担とする。

第六百七十三条 第五百八十一条に規定する社員の責任は、清算持分会社の本店の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告をしない清算持分会社の債権者に対しては

しない清算土地家屋調査士法人の債権者に対し

ては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

、その登記後五年を経過した時に消滅する。

2 前項の期間の経過後であつても、社員に分配

していない残余財産があるときは、清算土地家

屋調査士法人の債権者は、清算土地家屋調査士

法人に対し弁済を請求することができる。

(相続及び合併による退社の特則)

第六百七十五条 清算土地家屋調査士法人の社員

が死亡した場合には、当該社員の相続人その他の

の一般承継人は、当該社員の持分を承継する。

この場合においては、第六百八条第四項及び第五項の規定を準用する。

(相続及び合併による退社の特則)

第六百七十五条 清算持分会社の社員が死亡した

場合又は合併により消滅した場合には、第六百

八条第一項の定款の定めがないときであつても

、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継する。この場合においては、同条第四項及び第五項の規定を準用する。

【会社法六百七十五条による準用読替】

(相続及び合併の場合の特則)

☆第六百八条 (準用せず)

2・3 (準用せず)

4 清算土地家屋調査士法人の社員の相続人その他の一般承継人 (相続により持分を承継したも

のであって、出資に係る払込み又は給付の全部

その他の一般承継人 (相続により持分を承継

したものであつて、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。

2 前項の期間の経過後であつても、社員に分配

していない残余財産があるときは、清算持分会

社の債権者は、清算持分会社に対して弁済を請

求することができる。

【会社法六百七十五条による準用読替】

(相続及び合併の場合の特則)

☆第六百八条 (準用せず)

2・3 (準用せず)

4 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併

により消滅した場合における当該社員の相続人

その他の一般承継人 (相続により持分を承継

したものであつて、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。

又は一部を履行していないものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。

5 清算土地家屋調査士法人の社員の相続人

その他の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利を行使することができない。ただし、清算土地家屋調査士法人が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（清算持分会社の財産処分の取消しの訴え）

第八百六十三条 清算土地家屋調査士法人が次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる。ただし、当該行為がその者を害しないものであるときは、この限りでない。

一 第六百七十条の規定に違反して行った清算

たものであつて、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。

5 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併

により消滅した場合における当該社員の相続人（その他の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利を行使することができない。ただし、清算持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（清算持分会社の財産処分の取消しの訴え）

第八百六十三条 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる。ただし、当該行為がその者を害しないものであるときは、この限りでない。

）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。

5 第一項の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利を行使することができない。ただし、持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

土地家屋調査士法人の財産の処分 清算土地
家屋調査士法人の債権者

二 第六百七十二条第一項の規定に違反して行つた清算土地家屋調査士法人の債権者

二 第六百七十二条第一項の規定に違反して行つた清算土地家屋調査士法人の社員の持分を差し押された債権者

2 民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為によって」とあるのは「土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によって」と、同法第四百二十四条の五第一号及び第二号、同法第四百二十四条の七第二項並びに同法第四百二十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算土地家屋調査士法人」と読み替えるものとする。

一 第六百七十二条の規定に違反して行つた清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の債権者

二 第六百七十二条第一項の規定に違反して行つた清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の債権者

2 民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為によって」とあるのは「会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によって」と、同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。）」と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算持分会社」と読み替えるものとする。

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

（詐害行為取消請求）

☆第四百二十四条 ただし、土地家屋調査士法第
四十一一条第三項において準用する会社法（平成
十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項
各号に掲げる行為によって利益を受けた者（以
下この款において「受益者」という。）がその
行為の時において債権者を害することを知らな
かつたときは、この限りでない。

254 (準用せず)

※四百二十四条第一項本文は準用せず

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

（転得者に対する詐害行為取消請求）

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に
おいて、受益者に移転した財産を転得した者が
あるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得
者に対しても、詐害行為取消請求をすることが
できる。

一 その転得者が受益者から転得した者である

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

（詐害行為取消請求）

☆第四百二十四条 ただし、その行為によって利
益を受けた者（以下この款において「受益者」
という。）がその行為の時において債権者を害
することを知らなかつたときは、この限りでな
い。

254 (準用せず)

※四百二十四条第一項本文は準用せず

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

（転得者に対する詐害行為取消請求）

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に
おいて、受益者に移転した財産を転得した者が
あるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得
者に対しても、詐害行為取消請求をすることが
できる。

一 その転得者が受益者から転得した者である

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

（詐害行為取消請求）

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に
おいて、受益者に移転した財産を転得した者が
あるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得
者に対しても、詐害行為取消請求をすることが
できる。

254 (準用せず)

※四百二十四条第一項本文は準用せず

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

（転得者に対する詐害行為取消請求）

☆第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対し
て詐害行為取消請求をすることができる場合に
おいて、受益者に移転した財産を転得した者が
あるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得
者に対しても、詐害行為取消請求をすることが
できる。

一 その転得者が受益者から転得した者である

場合 その転得者が、転得の当时、清算土地家屋調査士法人がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当时、清算土地家屋調査士法人がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

場合 その転得者が、転得の当时、清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。) がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当时、清算持分会社がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、清算土地家屋調査士法人に対し、訴訟告知をしなければならない。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、清算持分会社に対し、訴訟告知をしなければならない。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(被告及び訴訟告知)

☆第四百二十四条の七 (準用せず)

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

場合 その転得者が、転得の当时、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

☆第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、清算土地家屋調査士法人及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

☆第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、清算持分会社及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

☆第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

☆第四百二十五条の二 清算土地家屋調査士法人がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、清算土地家屋調査士法人に対し、その財産を取得するための財産を取得するためには、反対給付の返還を請求することができる。清算土地家屋調査士法人がその反対給付の返還をすることに困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(受益者の債権の回復)

☆第四百二十五条の三 清算土地家屋調査士法人がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合において、受益者が清算土地家屋調査士法人から受けた給付を返還したときは、受益者の清算土地家屋調査士法人に対する債権は、これによって原状に復する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

☆第四百二十五条の二 清算持分会社がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、清算持分会社に対し、その財産を取得するためには、反対給付の返還を請求することができる。清算持分会社がその反対給付の返還をすることに困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(受益者の債権の回復)

☆第四百二十五条の三 清算持分会社がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合において、受益者が清算持分会社から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の清算持分会社に対する債権は、これによって原状に復する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替え】

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

☆第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第四百二十二条の四の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替】

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

☆第四百二十五条の四 清算土地家屋調査士法人

がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を使用することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためには反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の清算土地家屋調査士法人に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の清算土地家屋調査士法人に対する債権

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替】

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

☆第四百二十五条の四 清算持分会社

が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を使用することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためには反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の清算持分会社に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の清算土地家屋調査士法人に対する債権

【会社法八百六十三条第二項による準用読み替】

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

☆第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を使用することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためには反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の清算持分会社に対する債権

法人にに対する債権

る債権

すれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

☆第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、清算土地家屋調査士法人が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときは、同様とする。

(被告)

第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件は、土地家屋調査士法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2~6 (準用せず)

【会社法八百六十三条第二項による準用読替】

☆第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、清算持分会社が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

(被告)

第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件 (次項から第六項までに規定する事件を除く。) は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2~6 (準用せず)

(疎明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 清算人又は第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額の決定 当該土地家屋調査士法人及び報酬を受ける者

(疎明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十五条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役若しくは代表執行役の

一 第八百七十三条第一項第一号に掲げる裁判	職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条 第四項において準用する第三百四十六条第二 項若しくは第四百八十三条第六項において準 用する第三百五十二条第二項の規定により選 任された一時清算人若しくは代表清算人の職 務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条 第二項（第八百二十七条第二項において準用 する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決 定 当該会社（第八百二十七条第二項におい て準用する第八百二十五条第二項の管理人の 報酬の額の決定にあつては、当該外国会社） 及び報酬を受ける者
二 清算人の解任についての裁判 当該清算人	二 清算人の解任についての裁判 当該清算人

一 第八百七十三条第一項第一号に掲げる裁判	職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条 第四項において準用する第三百四十六条第二 項若しくは第四百八十三条第六項において準 用する第三百五十二条第二項の規定により選 任された一時清算人若しくは代表清算人の職 務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条 第二項（第八百二十七条第二項において準用 する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決 定 当該会社（第八百二十七条第二項におい て準用する第八百二十五条第二項の管理人の 報酬の額の決定にあつては、当該外国会社） 及び報酬を受ける者
二 清算人又は社債管理者の解任についての裁 判 当該清算人又は社債管理 者	二 清算人又は社債管理者の解任についての裁 判 当該清算人又は社債管理 者

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に對しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一～三 (準用せず)

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

五 (準用せず)

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十四条第一項第一号に規定する清算人、代表清算人又は清算土地家屋調査士法人を代表する清算人の選任又は選定の裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に對しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一～三 (準用せず)

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

五 (準用せず)

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条

<p>（最高裁判所規則）</p> <p>第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p>	<p>（非訟事件手続法の規定の適用除外）</p> <p>第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）</p>	<p>二・三（準用せず）</p>
<p>（最高裁判所規則）</p> <p>第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p>	<p>（非訟事件手続法の規定の適用除外）</p> <p>第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）</p>	<p>二・三（準用せず）</p>

(傍線の部分は準用 (二重線は読み替規定による) 読替部分)

土地家屋調査士法（読み替後）	土地家屋調査士法（読み替前）
<p>（依頼に応ずる義務）</p> <p>第二十二条 公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。</p>	<p>（依頼に応ずる義務）</p> <p>第二十二条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。</p>

(傍線の部分は準用 (二重線は読み替規定による) 読替部分)

土地家屋調査士法 (読み替後)

土地家屋調査士法 (読み替前)

(調査士法人に対する懲戒)

第四十三条 公共嘱託登記土地家屋調査士協会がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、当該公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 (準用せず)

(懲戒の手続)

第四十四条 何人も、公共嘱託登記土地家屋調査士協会にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

(調査士法人に対する懲戒)

第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分を行うことができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 (準用せず)

(懲戒の手続)

第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該公共嘱託登記土地家屋調査士協会から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

（懲戒処分の公告）

第四十六条 第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

3 法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該調査士又は当該調査士法人から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

（懲戒処分の公告）

第四十六条 第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。